

社保審一医療保険部会	資料7
第10回（H16.10.22）	

国民健康保険における 都道府県の役割の強化

国民健康保険における都道府県の役割の強化

医療保険制度改革に関する基本方針(平成15年3月28日閣議決定)

- ・ 保険者の再編・統合
- ・ 高齢者医療制度の創設

1 基本方針の具体化に当たっては、以下のような取組が必要

(1) 総合的な医療費適正化の推進

医療費を誰がどう負担するかの議論だけでなく、まずは住民の生活の質(QOL)を向上させるとともに医療費の適正化を図るための総合的な取組の推進が不可欠

予防段階

健康増進計画

今後の方向

- 健康づくり、発症予防
- 重症化・合併症予防

急性期

～

慢性期

医療計画

今後の方向

- 効率化(医療機関間の連携、
平均在院日数の減)

介護段階

介護保険事業支援計画

今後の方向

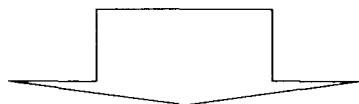
- 介護との連携、在宅医療の
推進等による受け皿整備

いずれも都道府県が作成主体
都道府県の役割の強化が必要

(2) 医療費の地域差の縮小と保険料の平準化

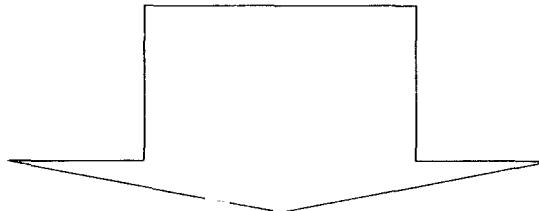
保険運営の広域化を推進するため、市町村間の医療費の地域差の縮小と保険料の平準化が必要

「都道府県は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるよう、必要な指導をしなければならない。」（国保法第4条第2項）とされており、都道府県の役割の強化が必要。



2 都道府県の役割・責任の強化のための国保における都道府県負担の導入

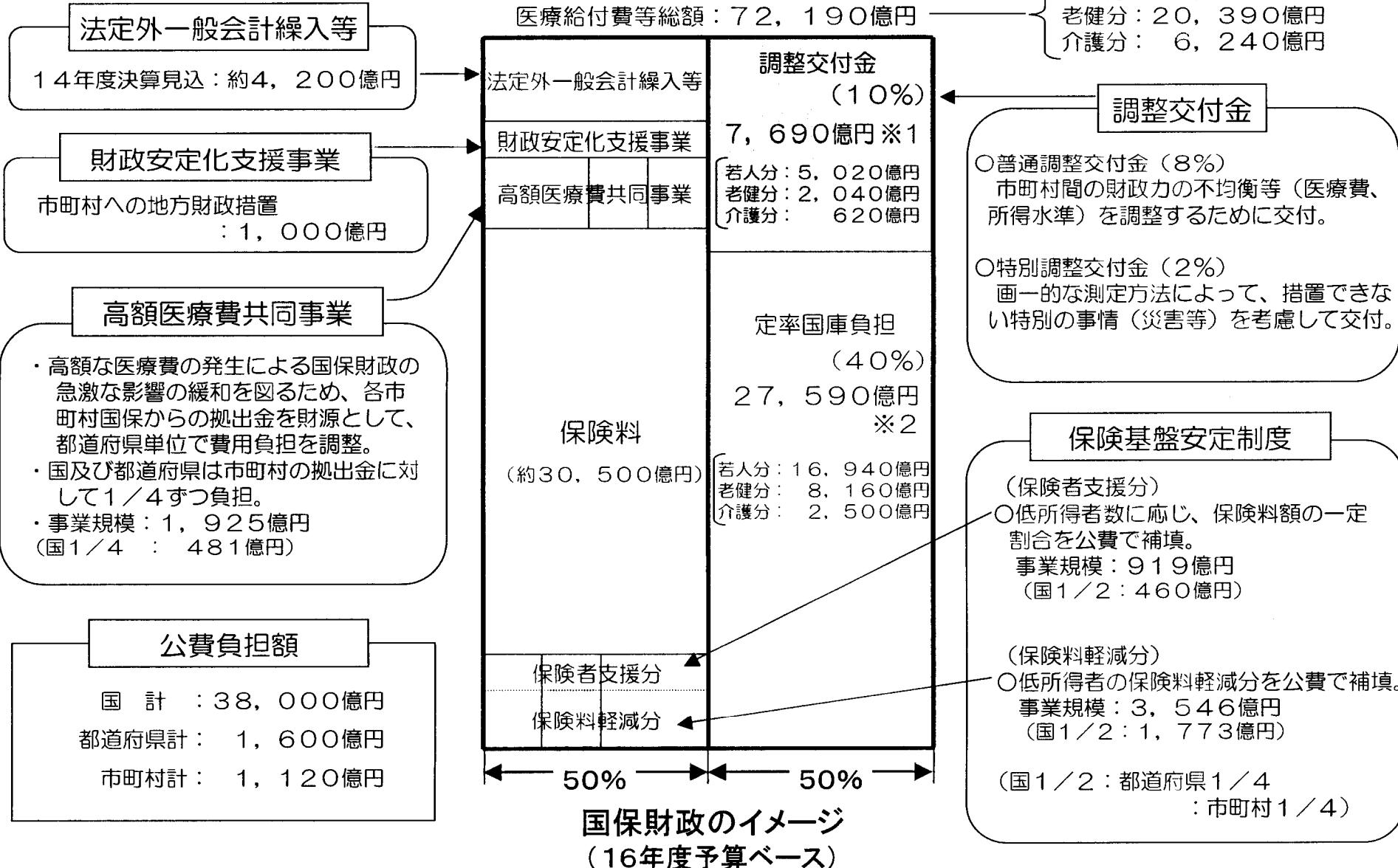
都道府県に対し都道府県の医療費の適正化や保険料の平準化における役割・責任を強化するため、国民健康保険における財政調整機能の付与等を行うとともに、国保の給付費に対する都道府県負担を新たに導入する。



平成16年度予算ベース
費用総額 約65,900億円
国庫負担額 約34,900億円
国庫負担割合 約1／2 (療養給付費負担金、調整交付金等の 10／10)

都道府県を中心とした医療費の適正化や保険運営の広域化への
第一歩

国保財政の現状



※1 給付費等の10%に加え、保険基盤安定制度負担金の一部に相当する額を調整交付金としており、実際の額は給付費等の10%とならない

※2 給付費等の40%を原則とするが、地方単独措置に係る波及増分のカット等により、実際の負担額は給付費等の40%とならない

市町村国保の地域格差(平成14年度)

① 一人当たり医療費の格差

	最高・最低の市町村	最高・最低の都道府県	全国平均
最高(A)	赤平市 (北海道) 690,423円	北海道 460,758円	358,322円
最低(B)	小笠原村 (東京都) 172,034円	沖縄県 273,670円	
(A)/(B)	4.0倍	1.7倍	

② 一人当たり保険料（調定額）の格差

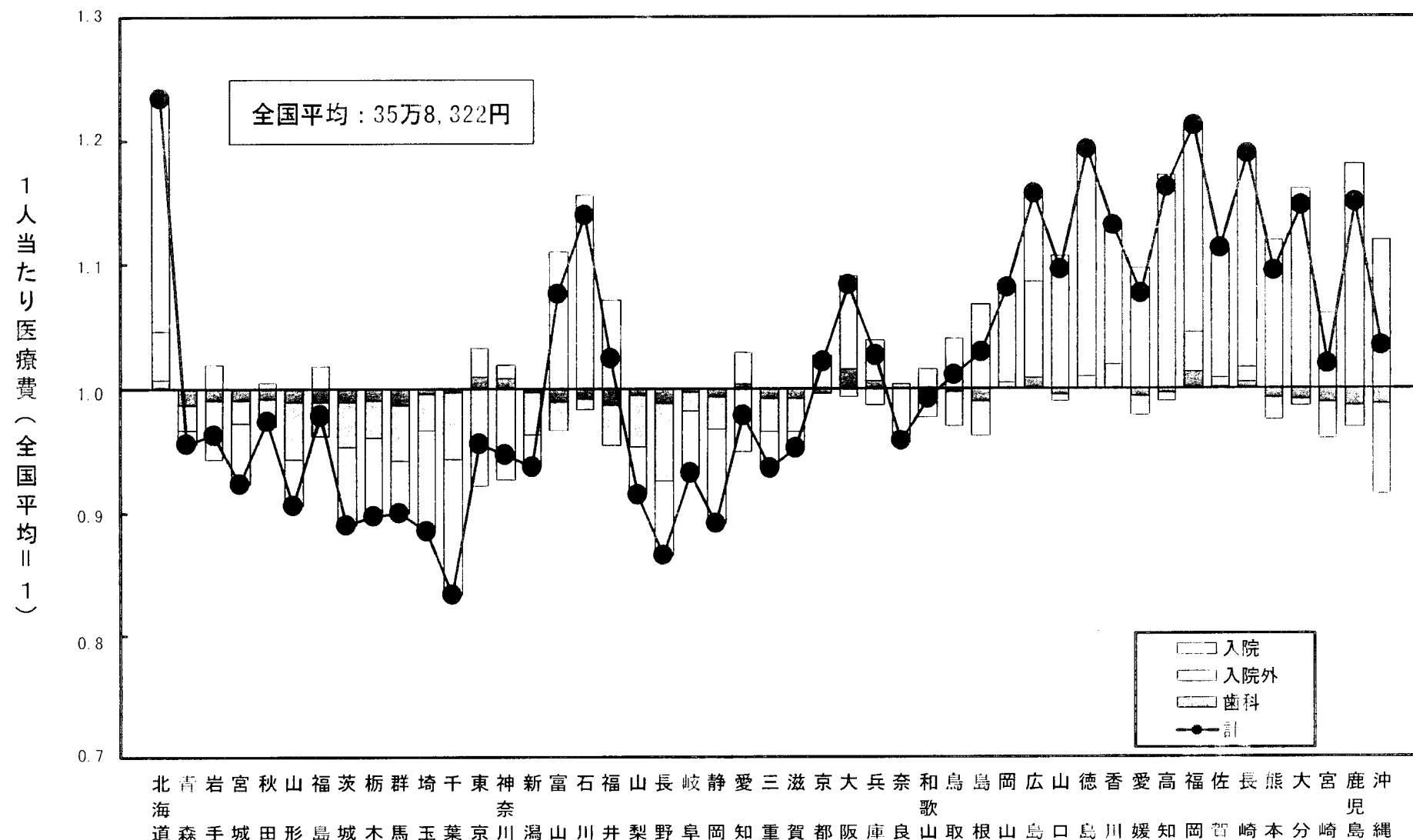
	最高・最低の市町村	最高・最低の都道府県	全国平均
最高(A)	羅臼町 (北海道) 115,162円	栃木県 88,091円	79,321円
最低(B)	十島村 (鹿児島県) 21,260円	沖縄県 53,885円	
(A)/(B)	5.4倍	1.6倍	

(注1) 国民健康保険事業年報(平成14年度)による。

(注2) 老人医療受給対象者を含めた被保険者数を用いて算出している。

(注3) 保険料(調定額)には、介護納付金分が含まれている。

都道府県の地域差指数の比較



注：1人当たり医療費は、都道府県の年齢構成の違いによる医療費の格差を除去して指数化したもの（地域差指数）を記載した。

（例えば、地域差指数が1.2というのは、年齢構成の違いを除去した後の医療費が、全国平均の1.2倍ということを意味する）

資料出所：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」（平成14年）等から保険局において算出。